

露店営業を行う事業者様へ

令和8年1月1日から 露店営業の制度が変わります！

変更の内容

令和8年1月1日以降に露店営業の許可を取得した方は、
水戸市を含む茨城県内一円で営業を行うことができます。

【県・水戸市の両方で営業する場合】

現行

県 + 水戸市
両方の許可が必要



R8.1.1以降の許可

県又は水戸市の
いずれかの許可でOK

営業許可の申請先

- 茨城県内にお住いの方 ➡ 住所地を管轄する保健所へ
- 県外にお住いの方 ➡ 主な営業場所を管轄する保健所へ

👉 露店営業は、店舗での営業と異なる部分がありますので、
管轄の保健所にお問合せください。

<お問合せ先>

県内保健所及び水戸市保健所まで (詳細は裏面 ➡)

県内お問合せ先一覧

事務所名	所在地	電話番号
中央保健所	水戸市笠原町993-2	029-241-0100 (代)
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	029-265-5515 (代)
日立保健所	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188 (代)
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114 (代)
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2161 (代)
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342 (代)
つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287 (代)
筑西保健所	筑西市二木成615	0296-24-3913 (代)
古河保健所	古河市北町6-22	0280-32-3021 (代)
県庁保健医療部 生活衛生課	水戸市笠原町978-6	029-301-3424 (直)
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	029-243-7328 (直)

営業許可の申請方法等について

👉 申請方法等は以下HPをご参照ください。



https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_eigyoukyoka.html

取扱可能な品目（原則、1催事1品目）

- ・**加熱調理品**（提供直前に中心まで十分に加熱された食品）
- ・既製品（容器包装品のままの販売に限る）
- ・十分な衛生管理ができると保健所長が認めた食品



H A C C P に沿った衛生管理

営業を行う場合はH A C C Pに沿った衛生管理を行う必要があります。施設及び営業内容に応じた**衛生管理計画を作成**し、**記録を残す**ようにしましょう。詳しくは、保健所にお問合せください。